

議案第 6 号

伊賀南部環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の
制定について

伊賀南部環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を別紙のと
おり制定する。

令和元年10月16日提出

伊賀南部環境衛生組合 管理者 亀井利克

理 由

非常勤職員の適正な任用の確保等を目的とした地方公務員法及び地方自治法の一部
改正により、会計年度任用職員の制度が創設されることに伴い、会計年度任用職員の
給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めようとする。これが、この議案を提出する
理由である。

伊賀南部環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項の規定に基づき、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(給料等)

第2条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償については、名張市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年名張市条例第12号）の規定（第1条、第18条、第23条及び第36条の規定を除く。）を準用する。この場合において、同条例第2条第1号中「法」とあるのは「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）」と、同条例第4条中「職員の給与に関する条例（昭和32年条例第3号。以下「給与条例」という。）」とあるのは「伊賀南部環境衛生組合職員の給与に関する条例（昭和47年条例第3号）第2条第1項において読み替えて準用する職員の給与に関する条例（昭和32年名張市条例第3号）（以下「給与条例」という。）」と、同条例第11条の表中「名張市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第12号）」とあるのは「伊賀南部環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 号）第2条において読み替えて準用する名張市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年名張市条例第12号）（以下「名張市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」という。）」と、同条例第12条の表中「名張市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第4号）」とあるのは「伊賀南部環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和47年条例第4号）第2条において読み替えて準用する名張市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年名張市条例第4号）」と、同条例第19条第1項中「名張市職員の退職手当に関する条例（昭和38年条例第5号。以下「退職条例」という。）」とあるのは「伊賀南部環境衛生組合職員の退職手当に関する条例（昭和47年条例第5号）第2条において準用する名張市職員の退職手当に関する条例（昭和38年名張市条例第5号）（以下「退職条例」という。）」と、同条例第22条第3項中「名張市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第4号）」とあるのは「伊賀南部環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和47年条例第4号）第2条において読み替えて準用する名張市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年名張市条例第4号）」と、同条第5項中「市長」とあるのは「管理者」と、同条例第33条第2項中「名張市職員の旅費に関する条例（昭和37年条例第4号）」とあるのは「伊賀南部環境衛生組合職員の

旅費に関する条例（昭和46年条例第1号）第2条において準用する名張市職員の旅費に関する条例（昭和37年名張市条例第4号）」と、同条例第35条（見出しを含む。）中「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

（会計年度任用職員の特殊勤務手当等）

第3条 伊賀南部環境衛生組合職員の給与に関する条例（昭和47年条例第3号）第3条の規定は、フルタイム会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。）について準用する。

2 伊賀南部環境衛生組合職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する勤務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。）には、同条例第3条の規定の例により計算して得た額の報酬を支給する。

（委任）

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。